

### ＜概 要＞

本市の財務書類 4 表については、平成 18 年に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が通知されことに基づき、普通会計と西海市全体及び連結団体を含んだ財務書類を平成 20 年度決算分から作成し、議会へ報告、情報の開示をおこなってきました。その後、平成 26 年に示された固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準に基づき、令和 3 年度決算における財務書類の作成を行いました。

統一的な基準による財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を活用して、資産、債務の把握と管理、行政コストの分析等を統合的に行い、財政の健全化に資することを目的としています。

### ＜法的位置づけ等＞

#### ・監査の必要性等

現段階において、新地方公会計モデルにより作成された財務書類 4 表については、法律に根拠のある決算書類ではないため、監査委員の監査の対象に必ずしもなるものではありませんが、西海市においては監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することとしています。

## ◎財務書類 4 表

### ○貸借対照表 (BS)

基準日時点に保有する資産・負債・純資産の残高を表示し財政状態を表したもの。

- ①資産：庁舎・学校・道路・橋梁など将来世代に引き継ぐ社会資本や、投資・基金など将来現金化可能な資産
- ②負債：地方債や退職手当引当金など将来世代の負担となるもの
- ③純資産：過去・現役世代や国県が負担した財産で、将来返済しなくてよいもの

地方公共団体が公共サービスを提供するために保有している資産と、それを形成した資産はどのような財源から調達したかを対照したもので、表左側の資産合計額と表右側の負債と純資産合計額が必ず一致することからバランスシートとも呼ばれているものです。

主な内容は、次世代に引継ぐ資産はいくらあるのか、その財源はどうなっているのか、特に次世代に先送りした借金残高はいくらあるのかなど、次世代に託す自治体の姿を現しています。

## ○行政コスト計算書 (PL)

一会計期間中の行政運営コストのうち、資産形成に繋がらない費用・収益の取引高を表示したもので、現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上されます。

- ①人件費：議員報酬や職員給与、賞与・退職引当繰入金など
- ②物件費等：委託料、維持補修費、備品購入費・消耗品費、減価償却費など
- ③その他の業務費用：地方債償還利子、不能欠損引当繰入金など
- ④移転費用：補助金や社会保障経費など
- ⑤経常収益：使用料・手数料、財産貸付収入、雑入など
- ⑥臨時損失：災害復旧費用、資産の除売却損失など
- ⑦臨時利益：資産の売却利益など

1年間の行政活動で、人件費や物件費等の経常な行政サービスにかかったコストはいくらになったか、受益者負担である使用料等で、どの程度まかなわれたのかなど、経常的にかかった経費から収益を差引いた純経常行政コストを表したものです。

## ○純資産変動計算書 (NW)

一会計期間中の純資産の変動を表示したものです。

- ①財源：税収等（税、交付税など）及び国県等補助金
- ②固定資産等の変動：有形・無形固定資産、貸付金、基金等の増減
- ③資産評価差額：有価証券などの評価差額
- ④無償所管換等：無償取引した資産の評価額など
- ⑤その他：②～④以外の純資産の変動

貸借対照表の資産から負債を差引くと、その差額が純資産で、借金以外の資産調達の財源はどう変化したのかで、国県支出金や一般財源等、すでに負担した部分の1年間の純資産の増減等を表したものです。

## ○資金収支計算書 (CF)

一会計期間中の現金の受払いを3区分で表示したものです。

- ①業務活動収支：行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入・支出されるもの
- ②投資活動収支：庁舎・学校・道路・橋梁などの資産形成や投資、貸付などの収入・支出
- ③財務活動収支：地方債、借入金などの借入・償還など

1年間の歳計現金の動きで、支出がどの財源で補われているかを業務活動・投資活動・財務活動に区分し、対応関係を表したものです。

## <全体財務書類>

普通会計の他、自治体を構成する特別会計を連結して作成します。作成にあたり、各会計基準等に相違があるため、読替や修正等の調整を行っています。

- ・公営企業特別会計：水道事業、工業用水道事業、下水道事業、交通船、工業団地整備事業
- ・公営事業特別会計：国民健康保険（事業勘定・直診勘定）、後期高齢者医療、介護保険（事業勘定・サービス勘定）

## <連結財務書類>

普通会計の他、自治体を構成するその他の特別会計や、自治体と連携協力して行政サービスを行う関係団体や法人を一つの行政サービス実施主体とみなして作成します。作成に当たり、連結する一部事務組合や第三セクター等は、各会計基準等に相違があるため、読替や修正等の調整を行っています。

- ・一部事務組合・広域連合：長崎県市町村総合事務組合、長崎県後期高齢者医療広域連合
- ・第三セクター：長崎県林業公社（損失補償）

